

平成 18 年度環境技術実証モデル事業非金属元素排水処理分野
「ほう素等排水処理技術実証委員会」設置要綱（案）

平成 18 年 8 月 9 日

（設置）

第 1 条 「環境技術実証モデル事業非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）」において実証機関が行う事務の実施に関する事項について、専門的知見に基づき検討、助言し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、「非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）実証試験要領（第 2 版）」第 II 章 5 の規定に基づき「ほう素等排水処理技術実証委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 対象技術の選定に関する事
- (2) 実証試験計画に関する事
- (3) 実証試験の実施に関する事
- (4) 実証試験結果報告書に関する事
- (5) 実証試験を行った技術の普及に関する事

（構成及び任期）

第 3 条 委員会は、委員及び委員長で構成する。

- (1) 委員会は、委員 7 名以内で構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は会務を総括する。
- (4) 委員は、技術実証に関連する学識経験者、有識者等から環境省水・大気環境局の同意を得て株式会社三菱総合研究所が委嘱する。
- (5) 委員の委嘱期間は、株式会社三菱総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者等をオブザーバー等として参加させることができる。

（審議内容の公開等）

第 4 条 本委員会は審議内容に実証申請者および環境技術開発者の企業秘密を含むことから、原則非公開で行うものとする。

（庶務）

第 5 条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局の同意を得て株式会社三菱総合研究所において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 8 月 9 日から施行する。

平成18年度環境技術実証モデル事業 非金属元素排水処理技術分野

「ほう素等排水処理技術実証委員会」 委員名簿

小坂 幸夫 東京都立産業技術研究センター 製品開発部

資源環境科学グループ長

滝沢 英夫 (財)中央温泉研究所 第一部 研究員

名取 眞 (社)日本産業機械工業会 国際環境技術協力センター 顧問

藤田 正憲 高知工業高等専門学校 校長

宮崎 章 (独)産業技術総合研究所つくばセンター

環境管理技術研究部門計測技術研究グループ 招聘研究員

<事務局(環境省)>

望月 達也 水・大気環境局 水環境課 課長

松田 和久 水・大気環境局 水環境課 課長補佐

高橋 一浩 水・大気環境局 水環境課 課長補佐

小谷 優佳 水・大気環境局 水環境課 排水基準係

岡村 貴晶 水・大気環境局 水環境課 環境専門員

<事務局(株式会社三菱総合研究所)>

内野 尚 地球環境研究本部 資源環境研究グループ 主任研究員

松木 岳 地球環境研究本部 地域・共生研究グループ 研究員

圓井 道也 地球環境研究本部 資源環境研究グループ 研究助手

森部 昌一 地球環境研究本部 資源環境研究グループ 研究助手